平成２９年（フ）第１７１０号
札幌市中央区北９条西18丁目35番地92　プレミアエグゼクティブ305号
債務者　浅水　克仁
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３６号
札幌市中央区南12条西８丁目１番21―403号
債務者　横田　泰子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５８号
札幌市北区北36条西７丁目２番30号　ゆたか荘７号
債務者　木村　郁子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６３号
札幌市西区二十四軒１条７丁目１番33号　前田マンション101号
債務者　三戸ひろみ
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８５４号
北海道北広島市大曲柏葉２丁目６番地２
債務者　髙橋　由佳
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
釧路市共栄大通５丁目２番４号　ハイツフォスタ201
債務者　稲垣　智博
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８３号
埼玉県行田市棚田町１丁目22番地２　コーポ増田Ｂ102
債務者　藤谷　悠伊（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１１３号
千葉県匝瑳市八日市場ロ264番地
債務者　木野　信明
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
千葉県山武市松尾町谷津18番地５
債務者　三田　一雄
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
三重県松阪市塚本町554番地　パンプキンハウス105号
債務者　玉津　知子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第７５９号
堺市堺区協和町２丁120番地２　西団地21号館201号
債務者　大森　忠義
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７２号
堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘103号
債務者　静青果こと　静　　章裕
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３２号
大阪府富田林市宮町１丁目７番44号
債務者　中世古良治
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３３号
大阪府富田林市宮町１丁目７番44号
債務者　中世古順子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３４号
大阪府松原市西大塚２丁目466番地の102
債務者　宮脇　英子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４４号
大阪府富田林市藤沢台６丁目15番39号
債務者　大塚　真弓
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４８号
堺市中区土師町１丁13番28―101号
債務者　石橋　伸吾
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係